

用語の定義について

(1) **暴力団排除**

暴力団による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) **市民等**

ア 市内に居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業を営む個人及び法人その他の団体

(3) **暴力団**

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(4) **暴力団員**

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(5) **暴力団員等**

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(6) **暴力団経営支配法人等**

法人でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

《参考》法第2条 (抜粋)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。